

## 三重県防災対策部業務委託共同企業体取扱要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、三重県防災対策部が発注する業務委託（建設工事関連業務委託を除く。）に係る業務委託共同企業体（以下「共同企業体」という。）の基本的要件、競争入札参加資格審査に関し必要な事項を定め、その適正な活用を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、共同企業体とは、技術的難度の高い業務或いは大規模な業務の履行に際し、技術力等を結集して業務の安定的履行を確保するため、防災対策部の発注する委託業務毎に結成される共同企業体をいう。

### (履行方式)

第3条 共同企業体は、構成員が一体となって業務を共同で履行する方式とする。

### (構成員の数)

第4条 共同企業体の構成員の数は、2又は3者とする。ただし、発注機関の長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

### (構成員の資格)

第5条 共同企業体のすべての構成員は、次の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項に該当する者でないこと。
- (4) 県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

### (出資比率)

第6条 共同企業体のすべての構成員が、均等割の10分の6以上の出資比率であるものとする。

### (代表者の要件)

第7条 共同企業体の代表者は、構成員のうちでより大きな経営力及び技術力を有し、かつ出資比率が最大であるものとする。

### (対象業務)

第8条 対象とする業務委託の規模は、次のとおりとする。

- (1) 業務委託の規模は、設計金額が1億円以上の業務委託とする。
- (2) 前号の規定にかかわらず、業務の規模、内容等に照らし共同企業体による履行が必要と認められる業務については、共同企業体に発注することができるものとする。
- (3) 共同企業体による履行が認められる業務においても単体で履行できる業者がいると

認められるときには、単体企業と共同企業体との混合による入札とすることができるものとする。この場合、共同事業体の構成員は、単体企業として入札に参加することはできない。

(対象業務の指定)

第9条 対象業務の指定は、発注機関の長が、業務の規模、内容等を勘案して防災対策部競争入札審査会等（以下「競争入札審査会」という。）の審査を経て行うものとする。

(共同企業体を構成する企業の資格要件、結成)

第10条 発注機関の長は、前条に基づく対象業務の指定を行おうとするときは、当該業務の企業体の構成員に適した企業の資格要件を内申し、競争入札審査会の審査を受けなければならない。

2 前項の競争入札審査会で構成員となる企業の資格要件が適当と認められたときは、発注機関の長は当該業務の概要、資格要件、その他業務の履行に必要な事項を掲示するものとする。

3 前項の規定により、資格要件があると認められた企業は、任意に共同企業体を結成するものとする。この場合、1の企業は2以上の共同企業体の構成員となることできない。

(入札資格の申請)

第11条 結成された共同企業体は、競争入札参加資格の審査を申請するときは、指定の期日までに、次の各号に定める書類を発注機関の長に提出しなければならない。ただし、発注機関の長が特に認めた場合は、その一部を省略することができるものとする。

- (1) 業務委託入札参加資格審査申請書（様式第1）
- (2) 業務委託共同企業体協定書（様式第2）の写し
- (3) 委任状（様式第3）

2 前項の申請事項に変更が生じた場合については遅滞なく変更届（様式第1-2）を提出するものとする。

(共同企業体の入札参加資格確認)

第12条 発注機関の長は、前条により申請のあった場合には、競争入札審査会に諮り、適当であるかを確認のうえ、当該共同企業体の代表者に入札参加確認通知を行うものとする。

附則

この要綱は、平成21年8月20日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年9月2日から施行する。

(様式第1)

業務委託共同企業体入札参加資格審査申請書

年 月 日

三重県知事あて

今般、連帯責任によって〇〇〇〇〇業務委託の履行を行うため、〇〇株式会社代表取締役〇〇〇〇を代表者とする〇〇・〇〇〇・〇〇業務委託共同企業体を結成したので、指定の書類を添えて入札参加を申請します。

なお、この申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

1 共同企業体の名称                    〇〇・〇〇〇・〇〇業務委託共同企業体

2 共同企業体の構成員

(1) 代表者            住 所 :

名称又は商号 :

代表者名    :

(2) 構成員            住 所 :

名称又は商号 :

代表者名    :

構成員            住 所 :

名称又は商号 :

代表者名    :

### 3. 構成員の資格

名称又は商号	資格要件
	第5条（1）の要件を（満たす・満たさない） 第5条（2）の要件を（満たす・満たさない） 第5条（3）の要件を（満たす・満たさない） 第5条（4）の要件を（満たす・満たさない）
	第5条（1）の要件を（満たす・満たさない） 第5条（2）の要件を（満たす・満たさない） 第5条（3）の要件を（満たす・満たさない） 第5条（4）の要件を（満たす・満たさない）
	第5条（1）の要件を（満たす・満たさない） 第5条（2）の要件を（満たす・満たさない） 第5条（3）の要件を（満たす・満たさない） 第5条（4）の要件を（満たす・満たさない）
共同企業体の事務所所在地	郵便番号（       —       ）  電話番号（       —       —       ）

(様式第 1 - 2)

業務委託共同企業体入札参加資格審査申請書変更届

年 月 日

三重県知事あて

共同企業体の名称 業務委託共同企業体

代表者 住 所 :

商号又は名称 :

代表者氏名 :

構成員 住 所 :

商号又は名称 :

代表者氏名 :

構成員 住 所 :

商号又は名称 :

代表者氏名 :

下記のとおり変更しましたので届け出ます。

記

変更内容

変更事項	変更前	変更後	変更年月日

(様式第2)

業務委託共同企業体協定書

(目的)

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

- (1) 三重県発注に係る〇〇〇〇〇〇〇業務委託(当該委託内容の変更に伴う業務委託を含む。以下、「業務委託」という。)の請負に関すること。
- (2) 前号に付帯する事業に関すること。

(名称)

第2条 当共同企業体は、〇〇〇〇業務委託共同企業体(以下、「当企業体」という。)と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、平成〇〇年〇〇月〇〇日に成立し、業務委託の請負契約の履行後3ヶ月を経過するまでの間は、解散することができない。

- 2 業務委託を請け負うことができなかつたときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該業務委託に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

- 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地 〇〇〇株式会社〇〇支店
- 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地 〇〇株式会社〇〇営業所
- 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地 〇〇株式会社

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、〇〇〇株式会社〇〇支店を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、業務委託の履行に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金(前払金及び部分払金を含む。)の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合)

第8条 当企業体の構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該業務委託について発注者と契約内容の変更増減があつても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

- 〇〇〇株式会社〇〇支店 〇〇%
- 〇〇株式会社〇〇営業所 〇〇%
- 〇〇株式会社 〇〇%

- 2 金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくのうえ構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、機構及び編成並びに工事の履行の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、業務委託の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、業務委託の請負契約の履行及び下請契約その他の業務委託の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、株式会社〇〇銀行〇〇支店とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口貯金口座によって取引を行うものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、業務完了の都度当該業務委託について決算を行うものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損を生じた場合には、第8条に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(業務途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が業務委託を完了する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち業務途中において、前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して業務委託を完成する。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際に行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には、利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第16条の2 当企業体は、構成員のうちいずれかが、業務途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

- 2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。
- 3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第17条 構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合には、第16条第2項から第5項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第17条の2 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後のかし担保責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、当該業務につきかしがあったときは、各構成員は共同連帯してその責を負うものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において協議のうえ定めるものとする。

〇〇〇株式会社〇〇支店、〇〇株式会社〇〇営業所及び〇〇株式会社は、上記のとおり〇〇〇〇業務委託共同企業体を結成したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

△△年△△月△△日

〇〇〇株式会社〇〇支店  
支店長 〇〇〇〇 印

〇〇株式会社〇〇営業所  
営業所長 〇〇〇〇 印

〇〇株式会社  
代表取締役 〇〇〇〇 印

(様式第3)

委任状

年月日

三重県知事あて

〇〇〇株式会社  
代表取締役 〇〇〇〇 印

私は、三重県が発注する〇〇〇〇〇〇〇業務委託において、〇〇〇株式会社〇〇支店長  
〇〇〇〇を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

- 1 業務委託共同企業体結成に関する一切の権限
- 1 見積り、入札に関する一切の権限
- 1 前項に関し復代理人選任の権限
- 1 請負契約の締結及び履行に関する一切の権限
- 1 請負代金の請求及び受領に関する一切の権限
- 1 その他上記に付随する一切の権限

受任者

〇〇〇株式会社〇〇支店  
支店長 〇〇〇〇